

[事案 23-156] 転換契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 11 月 29 日 申立不受理

<事案の概要>

昭和 59 年に契約した養老保険について、昭和 63 年、平成 6 年、平成 12 年に契約転換を行い、申立契約（定期保険付終身保険）を契約した。これらの転換に際して、募集人は、転換手続を「下取り」などと説明し転換前契約が消滅する手続であることの説明がなく、転換前契約が消滅するという転換の不利益について理解しないままに転換契約をさせられていた。そこで、これらの転換契約を無効として、保険料の差額に利息を付して返還して欲しい。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について慎重に検討した結果、以下の理由により、本件申立内容は、その性質上裁定審査会が裁定を行うのに適当でないと認められるので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 3 号を適用して、不受理とした。

○申立人は、申立ての請求と同一請求につき、裁判所に訴訟提起し、原告である申立人の請求を棄却する判決が言渡されている。そして、申立人は、上告を行ったが、上告を棄却する決定がなされ、上告人である申立人敗訴の判決は確定している。

したがって、申立内容は、「確定判決と同一の紛争」に該当する。